

京都芸術センター
監視カメラ機器購入設置委託業務
仕 様 書

公益財団法人京都市芸術文化協会

京都芸術センター監視カメラ機器購入設置委託業務仕様書

- 1 件 名 京都芸術センター監視カメラ機器購入設置委託
- 2 履行期限 契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 3 履行場所 京都芸術センター（元明倫幼稚園を除く。）
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2
- 4 概 要
京都芸術センターの建物及び敷地内について、この仕様書に定める事項に従い、ネットワーク型監視カメラ機器を納品し、取付後動作確認を行う。監視カメラの設置により、施設の防犯・安全・安心を担保するものである。
- 5 納品及び作業条件
施設の指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会（以下、甲という）と協議し、施設の運営に支障とならない日時に納品・設置作業を行うこと。
納品可能日・作業実施可能日については、契約決定後協議を行う。
- 6 支払条件
委託料は本仕様書に規定する業務完了後に受注者の適法な請求書により30日以内に支払うものとする。
- 7 機器仕様
甲が指定する場所（※）に、動作可能な機器を納品・設置すること。設置する監視カメラ及び周辺機器の仕様は以下の通り。
ア 5コマ/秒以上の録画機能を有し、15日間録画映像の保存が可能であること。
イ 暗闇でも赤外線照射により画像の撮影が可能であること。
ウ 撮影画素数は200万画素以上であること。
エ 屋内用・屋外用など設置場所に適したカメラを設置すること。
(必要台数：屋内型17台、屋外型5台)
(※カメラ及び関連機器の配置場所については、参加申請事業者のみに図面を交付する。)
- 8 作業内容
(1) 機器の納品及び取付、接続
(2) 機器の動作試験及び動作確認
(3) 撤去品の処分
※本仕様書に記載されていない事項であっても、作業にあたって外観、機能及び技術上当然必要とされるものについては受注者の負担で作業するものとする。
※現状では、既存事業者の設置した機器があるため、契約決定後、既設機器の撤去に向けて協議を行うものとする。
- 9 納品
(1) 納品の日時については、甲と調整を行い決定すること。また、納品は指定された場所で開梱・組立を行い、甲による検収の後、指定場所に納品し。取付・接続・調整等を行うこと。
(2) 納品に係る運搬経費等は受注者の負担とする。
- 10 取付・接続
(1) 取付・接続に関して十分な知識・経験を有するものを責任者としておき、責任者の監督下で作業を行うこと。
(2) 高所作業の場合、安全対策を講じて作業すること。
(3) 作業に必要な工具、消耗品等は受注者の負担とする。

ただし、作業に必要な電気、水は施設から無償で提供する。

1.1 動作確認

(1) 取付・接続が完了した後、動作確認を行い、以下の項目について測定・記録し、設備が正常に動作することを確認する。万が一、異常があった場合は、直ちに部品の修理及び交換等の対応を行うこと。

ア 視界試験

イ 画質確認

ウ 画像信号レベル測定

(2) 機器の動作調整に必要なもの（計測機材、消耗品等）は受注者の負担とする。

(3) 機器の動作調整が完了し引き渡しを行う際に甲の立会いのもと、設備の動作確認を行うとともに、操作や保守に対する取扱説明を行うこと。

1.2 一般事項

(1) 機器の取付・接続等の作業にあたっては、あらかじめ作業工程及びその内容について、甲と十分協議の上、作業を行うこと。

(2) 機器の取付・接続作業時に、納品機器及び建物・設備等に損傷防護を講じること。なお、損傷等が生じた場合は、受注者の負担において補修すること。

(3) 作業完了後、作業内容及び作業後の状態の良否について、甲が確認・検収を行う。不備がある場合は、再度修理及び調整を行い、再度確認・検収を受けること。

1.3 保証期間

無償保証期間はメーカーの規定する保証期間とする。ただし、1年以上の保証期間とし、製造物責任法等の別途法令を適用すべき事案はその規定に従う。

1.4 提出書類

以下の書類を指定期日までに提出すること。

(1) 納品前に提出する書類

ア 納品予定表

イ 緊急連絡表

ウ 機器仕様書

(2) 納品後に提出する書類

ア 機器完成図

イ 機材性能試験成績書（製造者試験成績書）

ウ 試運転調整記録書

エ 社内検査報告書

オ 作業写真（納品時、作業前、作業中、作業後）

カ 機器取扱説明書

キ 保証書

ク 完了届

ケ その他機器を使用・点検する際に必要な書類

上記以外の書類は、協議により必要に応じて作成して提出すること。

ただし、書類の提出部数は協議の上、甲が指示する。

1.5 その他

撤去品、納品時の梱包材、作業で発生した廃材等の処分については、受注者の負担及び責任において適切に場外処分すること。